

令和4年度藤枝ICTコンソーシアム推進業務 未来型スキル教育支援事業委託特記仕様書

本特記仕様書は、「令和4年度藤枝ICTコンソーシアム推進業務 未来型スキル教育支援事業」（以下「本業務」という）に適用する。本業務の遂行にあたっては、全て契約図書に基づき実施するものとする。

1 業務目的

藤枝市における地域企業の生産性と持続性を高めるため、企業のニーズに即した情報ビジネススキルと専門知識を有する人材（以下「未来型人材」という）を育成するとともに、本業務で育成した未来型人材と地域企業の就労マッチングを行う。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務内容

(1) 人材育成講座の実施

本業務の参加者を募集し、未来型人材を育成するために必要な教育を提供すること。また、本業務による未来型人材の育成が地域企業の課題やニーズに適合するよう企画・運営すること。

ア 対象者

- ・対象者は藤枝市に在住する就職、転職希望者とする。ただし、藤枝市外の在住者から参加希望があった場合は、藤枝市の在住者を優先したうえで、募集定員の範囲内において参加を認める。
- ・対象者の中でも、特に子育て期の女性や就職氷河期世代を主な対象とすること。

イ 内容

- ・地域企業のニーズを調査し、業務目的を満たすために必要な情報ビジネススキルと専門知識を定義したうえで、教育カリキュラム（教育内容、時間数、学習方法等）を設計すること。
- ・学習方法は、オンラインによる学習等の効果的な方法を取り入れること。
- ・マッチング効果を向上するために必要な参加者への教育内容がある場合は、人材育成講座に含めて実施すること。

ウ その他

- ・人材育成講座の開催にかかる会場費や運営費等は、委託費の範囲で賄うこと。
- ・人材育成講座において、有償講座として参加者に費用負担を求めることができる。ただし受領する費用は変動費として事業に投じること。

(2) 就労マッチングの実施

本業務の参加者が就労を達成でき、かつ地域企業が求める人材を採用できるよう、参加者と企業との就労マッチングを企画し提供すること。

ア 対象企業

- ・対象企業は本業務の参加者を採用したいと考える企業とする。ただし、業務目的を満たす

ために藤枝市内の企業を優先して参加させること。

- ・雇用形態は、参加者と企業の合意のもと決定する。(本業務では制約しない)

イ 内容

- ・参加者と企業に対して、本業務独自のマッチング機会を提供すること。
- ・マッチング手法は、マッチングの質と確率を高める内容となるように設計すること。
- ・本業務の参加者が、その経験やスキルを求める企業に就労もしくは業務受託ができるようマッチング支援を行うこと。
- ・マッチング効果を向上するために必要な企業への教育及び支援内容がある場合は、業務に含めて実施すること。

ウ その他

- ・就労マッチングにおいて、有償機会として参加企業に費用負担を求めることができる。ただし、受領する費用は変動費として事業に投じること。

(3) 事業の成長・発展的計画立案

- ・概要や方向性等が理解できるように作成すること。
- ・令和5年度から、行政予算を投入せずに自走できる計画であること。

(4) 新型コロナウイルス感染防止に対する対応

- ・事業の実施に当たっては、コロナ感染防止に十分配慮した活動とすること。
- ・国や県、各団体が示す指針、マニュアル、チェックシート等に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の対応を行うこと。

4 成果目標

本業務の成果目標とこれを達成するための重要指標を以下のとおり設定する。

業務完了後に、成果目標と重要指標について検証して報告すること。

(1) 成果目標

ア 参加者数 50名

イ マッチング数 20名

※マッチング数の定義は、内定およびそれに準じる仕事を獲得した者の人数。

(2) 重要指標

ア 参加者数に対するマッチング確率

イ マッチング支援の参加企業数

5 成果品

(1) 納入成果品

ア 業務実施報告書及び実施記録写真

イ 打合せ協議記録簿

(2) 納入期限

令和5年3月31日

(3) 納入場所

藤枝ICTコンソーシアム運営事務局（藤枝市前島1-7-10 BiViキャン内）

6 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、貸与された関係資料等を、業務の完了後直ちに返還しなければならない。
- (3) 受託者は素材等として許諾が必要なものを使用する場合は、すべての手続きを行い、使用にかかる費用もすべて負担すること。
- (4) 受託者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うこと。
- (5) 受託者は、本業務の全部を再委託もしくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託もしくは請負わず場合に限り、事前に書面によりコンソーシアムの承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (7) 受託者は委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利を、成果物の納入後、直ちにコンソーシアムに無償で譲渡すること。
- (8) 藤枝ICTコンソーシアムは、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないこと。
- (9) 受託者は、作業実施にあたり、本仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じたときは、委託者とその都度協議し指示を受けるものとする。
- (10) 本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、藤枝商工会議所や岡部町商工会、藤枝市等における個人情報保護規約等に準ずる対応をする。個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。